

松本市長 菅 谷 昭 様

松本市監査委員 太 田 由 夫  
同 伊 藤 かおる  
同 宮 坂 郁 生

平成29年度財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成30年6月1日から平成30年8月16日まで

3 審査の概要

財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として実施しました。

#### 4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

区 分	平成 2 9 年度	平成 2 8 年度	早期健全化基準
	%	%	%
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	4.8	4.7	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

※ 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないこと、将来負担比率については、将来負担額より充当可能財源が多い事を示します。

#### 5 附帯意見

健全化判断比率のいずれの指標も早期健全化基準を下回っています。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、前年度と同様黒字となっており、実質赤字額は生じていません。

実質公債費比率については、指標となる3か年平均では0.1ポイント上昇しましたが、単年度で見ますと、臨時財政特例債などの元利償還金の減額が大きかったことから、前年度よりも改善しております。

将来負担比率については、将来の負担額よりも地方交付税で措置される見込み額や基金の現在高を合わせた額の方が多いため、昨年度に引き続き該当なしとなっています。

いずれの数値も早期健全化基準を大きく下回り、良好な状態であります。しかしながら、今後は複数の大規模建設事業が計画され、近年になく厳しい財政運営が予想されます。限られた財源を無駄にせず、必要な事業を適正に運営し、健全財政に努めてください。